

平成 22 年度予算概算決定の概要

消費・安全局農産安全管理課

平成 21 年 12 月

農林水産省

農薬の適正使用等の総合的な推進（拡充）

【消費・安全対策交付金 2,686（2,314）百万円の内数】

対策のポイント

農薬使用者等への農薬の適正使用・管理の徹底に向けた取組み及び作物残留性試験の科学的信頼性向上に資する研修等を支援します。

＜背景／課題＞

- ・ 営農形態の多様化などにより、農薬の飛散や過去に使用された農薬の残留等が問題となる中、こうした課題に適切に対応するためには、農薬の適正使用・管理の指導を基本とし、生産現場における現状把握と原因究明、対応策の現地導入の実証等の取組を推進することが必要です。
- ・ 地域特産的な作物については、使用可能な農薬が少ないため、農薬登録のための作物残留性試験を都道府県等が実施し、登録を推進しているところですが、分析機器の不足や老朽化のため、対応が十分でない状況にあります。
- ・ 農薬登録に係る作物残留性試験の信頼性確保の観点から、海外ではGLP（Good Laboratory Practice）が既に導入されています。国内でも、平成23年4月からGLPを導入することとしており、試験実施機関の体制整備が急務となっています。

政策目標

安全な農薬の供給及び適正な使用の確保を通じた農畜水産物の安全の確保

＜内容＞

1. 事業内容

（1）農薬の適正使用・管理の徹底

農薬の適正使用・管理に係る指導を徹底するための取組を推進します。

具体的には、以下の活動に対して支援します。

- ① 農薬使用者や農薬販売者への講習・指導及び使用等実態調査、農薬適正使用アドバイザーの育成等の進捗状況の管理
- ② 農薬の飛散状況、農作物及び土壌等への残留状況等の調査及び分析機器の整備への支援
- ③ 土壌調査やモニタリングによる実態把握を通じた原因究明及び残留防止等対策の評価・検証の実施
- ④ 埋設農薬の処理に係る行動計画等の管理

（2）作物残留性試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

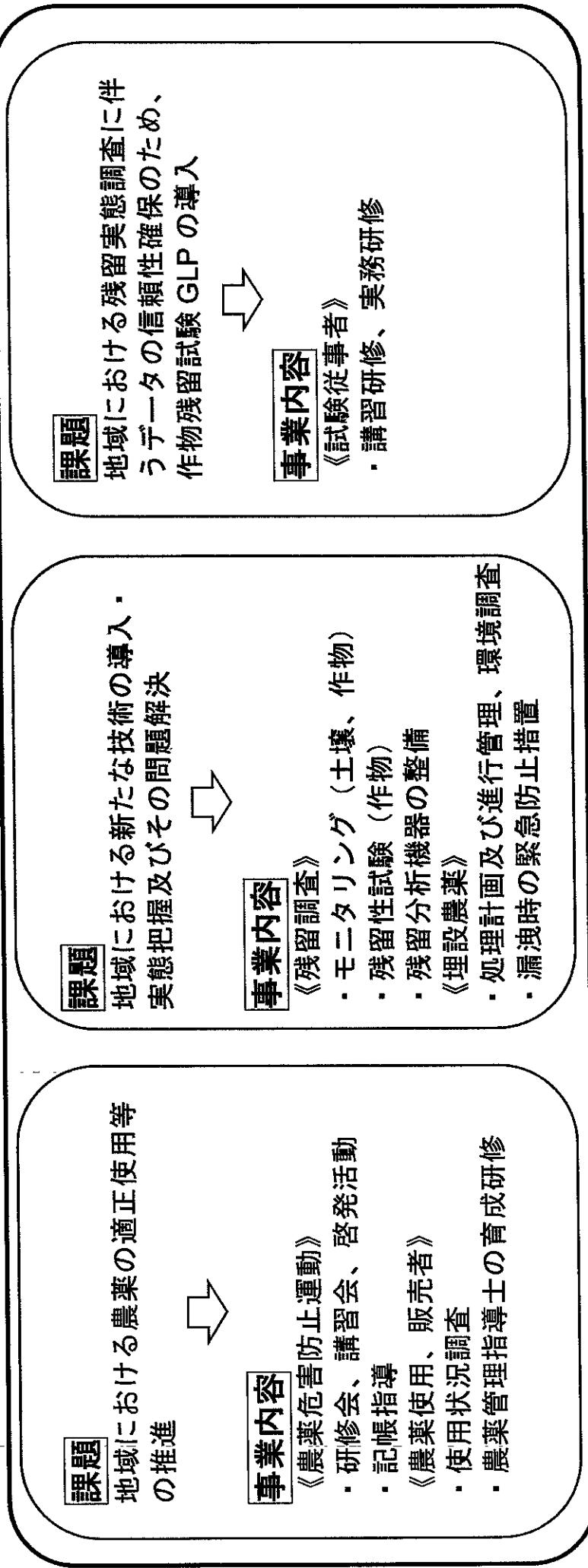
3. 交付率 定額（1／2以内）

4. 事業実施期間 平成17～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局農産安全管理課（03-3501-3965（直））]

農薬の適正使用等の総合的な推進

- ① 農家は総じて農薬を適正に使用しているが、食品衛生法に基づく残留基準超過事案は未だに発生しているため、地域として食品安全の確保が必要。
- ② マイナーワーク等への適用農薬の登録促進の要望があり、さらに、作物残留性試験へのGLP制度が導入されたことから、地域としての対応を加速化させる必要。



各地域において、農薬の適正使用等の徹底、農薬残留問題の解決が可能

農産物の安全の確保及び安定供給、消費者の信頼確保

生産資材の安全確保のための調査・試験の推進

生産資材安全確保対策事業のうち

生産資材安全確保調査・試験事業委託費（拡充）

335（290）百万円

対策のポイント

農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するため調査・試験を実施します。

＜背景／課題＞

農薬、動物用医薬品、飼料及び肥料は、適切に使用しなければ農産物や家畜等に影響を与えるばかりでなく、ヒトの健康を害するおそれがあります。

そこで、ヒトへの健康被害を未然に防止するため、農畜水産物の安全を確保するための各種規制等については、国際機関からの勧告や新たな科学的事実の発見等に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等を設定・見直すことが重要となります。この設定・見直しに当たって必要となるデータを得るために、調査・試験を実施する必要があります。

政策目標

農畜水産物の安全を確保するための各種規制等について、新たな科学的事実の発見など情勢の変化に適切に対応

＜内容＞

1. 事業内容

生産資材の使用基準や残留基準値の設定・見直しのために必要な調査・試験等を行います。

(1) 飼料及び動物用医薬品については、以下の調査・試験を行います。

- ①飼料及び動物用医薬品に基因するリスク要因を把握するための調査・試験
- ②あらかじめ想定できないリスク要因に機動的に対応し、的確なリスク管理を推進するための緊急的な調査・試験

(2) 農薬については、以下の試験・調査を行います。

- ①登録検査への急性参考用量の導入に必要な基礎データを得るための試験
- ②農薬的な資材に含有している可能性のある農薬成分を同定するためのスクリーニング試験
- ③農薬散布者の防護装備や農薬ラベルに記載されている注意事項の見直しに向けた調査

(3) 汚泥肥料の品質管理ガイドラインを策定して製造事業者に普及・啓発を行うとともに、その改良に向けたモニタリングを行います。

2. 委託先 民間団体等

3. 事業実施期間 平成18年度～26年度

お問い合わせ先：

(1) の事業：消費・安全局畜水産安全管理課

(03-6744-2104 (直))

(2)～(3) の事業： 農産安全管理課

(03-3591-6585 (直))

生産資材の安全確保のための調査・試験の推進

生産資材安全確保対策事業のうち

生産資材安全確保推進事業費（継続）

336(421)百万円

対策のポイント

農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するための調査・試験の実施に対して支援します。

<背景／課題>

農薬、動物用医薬品、飼料及び肥料は、適切に使用しなければ農産物や家畜等に影響を与えるばかりでなく、ヒトの健康を害するおそれがあります。

そこで、ヒトへの健康被害を未然に防止するため、農畜水産物の安全を確保するための各種規制等については、国際機関からの勧告や新たな科学的事実の報告等に基づき、生産資材の登録の際に新たに要求すべき試験項目の調査、試験手法及び分析法の開発、国内外の実態把握を行うための調査・試験等を実施する必要があります。

政策目標

農畜水産物の安全を確保するための各種規制等について、新たな科学的事実の報告など情勢の変化に適切に対応

<内容>

1. 事業内容

生産資材の的確なリスク管理を推進するための調査・試験の取組を支援します。

(1) 飼料及び動物用医薬品については、以下の調査・試験を行います。

- ①飼料及び動物用医薬品に基因するリスク要因を把握するための調査・試験
- ②国内外における飼料の開発、流通、管理状況等を把握するための調査
- ③飼料中の有害化学物質の分析法の開発のための試験
- ④あらかじめ想定できないリスク要因に機動的に対応し、的確なリスク管理を推進するための緊急的な調査・試験

(2) 農薬については、以下の調査を行います。

- ①農薬の畜産物中への残留量を把握するための調査
- ②農薬を使用した作物の後に栽培する作物中の残留量等を把握するための調査
- ③加工調理による農薬の残留量の変化を把握するための調査

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成21年度～25年度

お問い合わせ先：

(1) の事業・消費・安全局畜水産安全管理課

(03-6744-2104 (直))

(2) の事業： 農産安全管理課

(03-3501-3965 (直))